

<利用資格者、利用者の定義>

- 1、「利用資格者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用することができる契約者、またその親族をいいます。
- 2、「利用者」とは、利用資格者のうち、本サービスを実際に利用する者をいいます。

<在宅確認サービスダイヤル>

1、サービスの対象建物

利用者が居住の用に供する目的で所有または賃借する個人の住宅または専有・占有する居住部分をいい、クラブパラマウント長期延長サポートプラス会員およびプラス会員登録時ご住所を対象とします。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の業務用の建物は除きます。

2、サービス提供地域

本サービスは日本国内のみ適用されます。ただし、離島など一部の地域では本サービスの提供ができない場合やサービス着手にお時間がかかる場合、サービスの内容が異なる場合があります。

3、サービスを提供出来ない場合

本サービスは以下の事項に該当する場合は本サービスの対象外となります。

- ①故意、または重大な過失によって生じたトラブル
- ②地震・噴火、風災や水災等の自然災害や火災を原因とする場合
- ③戦争又は暴動を原因とする場合

4、サービス受付時間

本サービスの受付時間は24時間になります。

・在宅確認サービスダイヤルについて

1、在宅確認サービスダイヤルの内容は、次の各項に定める内容とします。

- (1) インターホン等により対象建物における在宅の有無の確認
- (2) 対象建物外部からの対象建物状況の確認（郵便物の滞留や、照明器具の点灯状況、電気ガスメーターの回転、インターホンを鳴らしての確認等、屋内へ立ち入らないで確認できるものに限ります）。確認は住宅の状況（オートロック等）により実施できない場合があります。
- (3) 利用者及び利用者の指定する者に対する前二号に定める業務の報告
- (4) 本サービスは年1回までの利用を無料とします。
- (5) 年間の利用回数は1回までとさせていただきます。
- (6) 出動後のキャンセルはキャンセル費用が発生します。1回目の場合は、1回ご利用されたとみなします。

(7) サービス会社の状況により手配や出動にお時間を要する場合がございます。

2、前項にかかわらず、次の各号に掲げるものは、確認駆けつけダイアルの内容には含まれないものとします。

(1) 対象建物以外の建物に関する確認および報告

(2) 対象建物の屋内への立ち入りを必要とする業務

※玄関やその他開口部の開錠を行う行為も含まれません。

※玄関前ならびに、玄関付近の開口部以外（裏口・勝手口等の対応）での対応も含まれません。

(3) 在住者を特定する業務

(4) 医療・看護・介護・警備業法にふれる業務

※本サービスは、会員および利用者への医療行為、体調維持もしくは健康状態の管理等の実施、又は会員および利用者の事故もしくは会員および利用者への危害の防止等を保証するものではありません。

(5) その他当社や委託会社が不適切と判断する業務

尚、上記のサービスは本利用規約に基づき、次の会社（以下、委託会社）にサービスの運営を委託しています。

上記のサービス：株式会社プライムアシスタンス

<利用者の費用負担、対象期間等について>

1、次の各号に掲げる費用は、利用者が負担するものとします。

(1) 本サービスを利用するために要する電話料金その他の通信費（通信環境の整備に係る費用含む）

(2) その他、本会員向けサービスの範囲に含まれない作業にかかる費用

2、サービスの対象期間

本サービスの対象期間は、本会員契約期間とします。ただし、期間の途中で本会員契約が退会された場合はサービスの提供を行いません。

3、サービスをご利用頂く際のご注意事項

本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合や、サービスの利用を制限させて頂く場合があります。

4、サービス提供を行わない場合。

委託会社は、次のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）はサービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者（パラマウントベッド株式会社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。）
- ④営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する場合